

シ來リテ言語舉動ハ野鄙無作法トナリ人ノ口ニ欲セザルモノヲ好シテ喫シ忍耐力ハ消磨シテ事物ヲ纏ムルノ能力困難トナリ且飲酒スレバ多少氣付クモ醒ムレバ抑鬱シテ遠慮勝トナリテ五十八歳ノ時孫ノ病氣ニ就キテ妻ト嫁ト口論シ妻ハ「一層のこと嫁と同居するを止めて他に行かん」トノ激語ヲ放チシニ正○ハ妻ニ行カレテハ自分ハ妓所ニ獨リ留ルモ困難ナリトテ紐帶ヲ取出シ更ニ剃刀ヲ取出シテ自殺セシトセシガ鑄○○ノ論撫ニヨリテ幸ニ事ナキヲ得タリ其後最近ニ至ルマデ時々厭世的トナリテ自殺考慮ヲ起シ遺書ヲ認メシト兩三回ニ及ビシモ何時モ意志之ニ添ハズシテ只一場ノ擬劇タルニ過ギザリシガ上ニ記セル智力減衰ノ諸徵候ハ猶ホ依然トシテ現存シ居タリキ。

被告ノ現在證。

甲。身體證候。

身材ハ中等大體長ハ五尺二寸三分體重ハ十二貫六百五十匁ナリ外貌ハ一般ニ少シク早老ニシテ前額部頸部手背部並ニ足背部ニハ皺襞多ク頭髮ハ顛部並ニ後頭下半部ノミ半白ナル粗毛ヲ頂ケルノ他ハ殆ンド禿セリ頭顱ノ形狀ハ後頭部扁平ニシテ其種類ハ著キ短顱ニ屬セリ今頭部及ビ顔面ニ於ケル諸徑圍ヲ測定スルニ左ノ如シ

- |      |        |      |        |
|------|--------|------|--------|
| 周圍   | 五三・〇仙迷 | 耳前頭圍 | 二八・〇仙迷 |
| 耳後頭圍 | 二二・〇仙迷 | 耳顱頭圍 | 三四・〇仙迷 |
| 耳下顎圍 | 三〇・〇仙迷 | 前後徑  | 一六・〇仙迷 |

- |       |        |         |        |
|-------|--------|---------|--------|
| 左右徑   | 一五・〇仙迷 | 鼻根後頭圍   | 三二・〇仙迷 |
| 耳孔徑   | 一三・〇仙迷 | 前頭骨額突起徑 | 一一・〇仙迷 |
| 耳孔鼻棘徑 | 一一・〇仙迷 | 耳高      | 一一・二仙迷 |
| 橫徑示數  | 九六・九〇  |         |        |

顔面ハ稍長ク頰部及上唇下顎部ニ鬚髯アリ之ヲ剃去セリ眼瞼結膜ハ充血シテ輕度ノ結膜加答兒ヲ呈シ眼球ニハ老人環アリ瞳孔ハ中等大左右均同ニシテ對光反應ハ尋常ナリ調節反應モ存ス舌ヲ挺出セシムルニ舌背ニハ胸膈アリ齒ハ齶齒多數ニシテ殊ニ上下臼齒ハ大半脱落セリ咽頭ハ少ク充血シ音聲ハ稍啞嘶セリ言語障礙ハ認メラレズ頸圍及上胸部部ニハ一般ニ帶褐潮紅斑(酒客ニ見ル處ノ)ヲ生ジ右腓腸部ニハ皮下靜脈ノ著ク蜿蜒セルヲ認ム手指及ビ足趾ハ輕後ノちあのーセラ呈シ且自然ノ狀態ニ於テ微細ナル震顫アリ手書モ亦少ク震顫ス歩行ニハ異常ナク閉目直立試驗ニ身體ノ動搖ナシ脈搏ハ整然トシテ一分時八十至中等大ニシテ其緊張モ中等度ナリ皮膚ハ滑澤ニシテ乾燥シ稍彈力ニ乏ク皮下組織稍貧削ス五官感覺殊ニ視覺ハ遠物視ニハ異常ナキモ近物視ニ際シ凹面眼鏡ヲ裝用セザレバ之ヲ明視スル能ハズ(老視眼)聽覺味覺並ニ嗅覺ニハ著變ヲ認メズ觸覺就中痛覺ハ少ク鈍麻ス筋肉感覺ニハ變常ヲ認メ難シ握力並ビニ上下肢粗大カハ稍減弱ス筋肉ノ器械的興奮性少ク充進シ膝蓋腱反射ハ尋常ニ存シ皮膚紋畫症アリ足現象ナシ第五乃至第八胸椎部ハ壓ニ對シ少ク疼痛アリ心臟ハ其濁音界尋常ナルモ心尖第一音ハ少ク不純ニシテ且心尖及ビ大動脈口部ニ於ケル第二音ハ何レモ鑼響ヲ帶ビタリ肺臟ハ打診音其境

界竝ビニ呼吸音皆尋常ナリ腹部ハ柔軟ニシテ異常ノ抵抗壓痛等ナク尙ホ肝臟脾臟等ヲ觸知スルコトナシ食氣ハ稍不振便通ハ毎日一行ツ、アリ夜ハ就眠スルヲ得ルモ兎角夢多ク屢夢魘アリト云フ。

乙。精神狀況

被告正〇ノ監督看守寺〇〇ノ證言ニ據レバ正〇ハ入監當時ヨリ舉動至極靜穩ニシテ容易ニ口ヲ開カズ一ヶ月許ヲ經テ漸ク多少物言フニ至リシモ而モ能々必要ノコトニアラザレバ發言セズ隨テ日々面接スル所ノ同房者トモ碌々交際セズ只ダ家宅ヨリ久ク音信ナキトキノ如キ割合ニ氣ヲ揉ミテ家ノコトガ心配ナリト告グルコトアリ左ナキトキハ監房中一定ノ所ニ座ヲ占メ笑フコトナク又怒ルコトモナク先々眞面目ノ方ナルモ其内ニ何所トナク茫然タル様子アリ但シ稀ニハ眼鏡ヲ裝用シテ書見ヲナシ又時ニ同房人ノ乞ニ應ジテ文字ヲ教ヘ居ルコトアリ夜間ハ寢ニ就クモ夢中ニ起キ出デ、指ニテ同房人ノ咽喉部ヲ突ク眞似ヲスルコトアリ翌日此コトヲ尋問スルニ『夜眠中恰も孫を殺したときの様になりてうなされる』ト答フルコト屢々ナリト云フ

余等ハ正〇ニ就キテ其精神狀況ヲ検査スベク第一著ニ正〇ノ意識清明ノ度合ト自己ヲ如何ニ解釋シ居ルカトヲ檢センタメ先ヅ其指南方殊ニ時日場所竝ニ周圍ノ指南力ノ正否ヲ試問セリ

問 『本日は何日と認むるか』

答 『六月二十二日と認めます』(正)

問 『今は何時頃と認むるか』

答 『彼れ是れ正午少しく前かと認めます』(正)

問 『此の所は何と認むるか』

答 『東京監獄と認めます』(正)

問 『彼の建物は何と認むるか』

答 『他の監房と認めます』(正)

問 『彼の人は何人と認むるか』

答 『看守の方と認めます』(正)

問 『彼の人は何人と認むるか』(淺黄色ノ筒袖ヲ著スルモノ)

答 『矢張り監獄入りの人々と認めます』(正)

問 『囚人なるか』

答 『また罪の極らぬ者かと認めます』(正)

問 『余を何人と認むるか』

答 『醫者の方と認めます』(正)

問 『何故に爾か認むるか』

答 『此の場所が診察所でもあり且醫者の持つものを持ち居らるゝからであります』(正)

即チ時日ヤ場所ヤ竝ニ周圍ニ對スル指南力ハ正確ニシテ毫モ誤リナシ隨テ意識ハ清明ナルモノトス。

次正○ガ自我ヲ如何ニ解釋シ居ルカラ尋問セシニ概子左ノ如シ

問 『何故に茲に來りしか』

答 『私は孫を殺して自首したる揚句此所へ送られました』(正)

問 『何故に孫を殺す氣になりしか』

答 『私の宅には孫が二人ありまして總領の正○は主として私夫婦が手に付け次男の方は嫁の手の内にありて大に愛しますが正○の方は寧ろ憎みまして屢叱ることもあります其れで正○を残し置けば行々は氣の毒と思ひまして可愛さの餘り遂に殺害しました』(愛情ノ極盛ニ基ク意志ノ變常)

問 『只其れだけの理由なるか』

答 『元々私夫婦は士族の出であり嫁は田舎の百姓出でありますからお互に氣が合はず不折合であるので昨年の春頃より悴が心配致して別居論が持ち上りましたが色々都合あつて延々になつて居りました然るに外に居る娘の方から私の妻に手傳に來て貰ひたしと申して参りまして近々の内に娘の方へ行く筈になりました左すれば同行くにしても妻の方が先きに参り私は後の事となるので左様すれば私の世話の仕手がなくなりて大に困ります其所で私は何となく死にたくなりまして書き置きまで認めましたが丁度孫を殺す前日になりますと嫁が一寸里へ行つて其留守の時妻が正○に

問 『何か病氣でもあると思ふか』

向ひお爺さんやお婆さんは煙草屋の方へ行かねばならぬがお前は家に残つて居て能く言ふことを聴いてお呉れと申したら正○の申すには私も一所に連れて行つてお呉れと申して泣き妻も一所に泣きましたので私も大變に感じまして一層のこと正○を殺し私も一所に死ぬ積りでありましたが愈其場合に臨みまして若し死損ねては恥辱と思ひまして遂に自首致した次第であります』(厭世ニ基ク愛情ノ異常ナル發展)

答 『私は時々情けなき感じが致して死にたくなることがあります現に○○に居りました頃氣が鬱して世の中が味氣なくなりて自殺を企てました此度の如きも悲くて世間が厭になりて死ぬ氣になり書き置きまで認めた位であります』(厭世觀念)

問 『入監後は如何』

答 『孫のことを考へると非常に悲しくなり胸元が張りつめて恐ろしくなり且動悸がして來ます併し半時間も過れば獨りでに止みます』(苦悶)

問 『入監前は如何』

答 『私は元來心配のあるときとか怒つたりするときに胸元が張りつめて動悸がして凄き心地となることが度々ありまして其れは若年の頃からありますが近頃格別多くあります』(同上)

即ち正〇ハ若年ノ頃ヨリ動モスレバ精神不安トナリテ苦悶殊ニ心窩部苦悶ヲ起スノ癖アリ且此度ノ兇行ニ就テハ厭世的觀想ニ基キテ切ナル愛情ノ非曲ニ迸發シタルヲ交ヘ居ルヲ認メラル  
記憶力ニ就テハ必要上之ヲ新舊ニ區別シ先ヅ舊事次ニ新事ノ記憶力ノ如何ヲ確ムベク正〇トノ間ニ爲  
セシ問答ノ要領左ノ如シ

問 『先代の名は』

答 『父は藤〇〇祖父は隼〇〇と申しました』(正)

問 『父母の年齢は』

答 『父は六十六歳にて〇〇で母は七十二歳にて〇〇で死にました』(何レモ正)

問 『近親に著しく氣質の變りしものありしか』

答 『弟の鐵〇〇は精神病で三十三歳で死し叔母の壽〇〇と呼びしものも精神病で十六歳の時死にました尙ほ母方の祖母の兄の松〇外〇と申す者殿中にて七人斬をしたこの  
ことで能く芝居でもやりますが此人も氣の變な人であつたと聞いて居ります』(何レ  
モ正)

問 『布〇家の武術の流派は』

答 『劍術は心形刀流弓術は日置流槍術は大島當流でありました』(正)

問 『自己の結婚年代は』

答 『私は二十一歳の時十八歳の女(今ノ妻)と結婚しました』(正)

問 『其後の經歷は』

答 『明治元年幕府の瓦解で〇〇に參り翌年〇〇に行き同四年に出京を致し六年に〇〇  
へ赴き八年に再び出京致しました』(正)

問 『其れから』

答 『其れからは種々手内職をして居りましたが明治十九年から三十三年まで〇〇郵便  
局の集配人をして居りました』(正)

問 『〇〇の地名は』

答 『〇〇那〇村』

問 『名主の姓名は』

答 『竹〇平〇〇と申しました』(正)

問 『悴と同棲以來妻と嫁と口論の際被告人は剃刀を取り出して自殺せんとせしことありや』

答 『左様なことがありましたかも知れませぬが年代は忘れました』(實ハ五十八歳ノ時)

問 『若〇某の依頼にて多年間〇〇〇町へ金の催促に行きしこの事だが其番地は』

答 『〇〇〇町だけは知つて居りますが番地は思ひ出せませぬ』

問 『娘の居所は』

答 『〇〇區〇〇〇〇町十番地であります』(正)

問 『娘の年齢は』

答 『四十一歳であります』(正)

問 『倅の年齢は』

答 『二十八歳であります』(正)

問 『孫の年齢は』

答 『正〇は七歳芳〇は四歳であります』(正)

問 『芳〇の方の出生年月は』

答 『一寸思ひ出されませぬ』

問 『入盛の月日は』

答 『二月二三日頃と思ひます』(不確)

問 『同房人員は』

答 『六七人と思ひます』(實ハ八人)

問 『前回余と會見せし日は』

答 『六月二十八九日と思ひます』(實ハ二十八日)

問 『其前は』

答 『六月十五日頃と思ひます』(實ハ二十二日)

問 『尙ほ其前は』

答 『六月八九日頃と思ひます』(實ハ八日)

問 『別居論は何時頃より起りしか』

答 『昨年の春頃よりであります』

(後日更ニ同様ノコトヲ問ヒシニ)

答 『一昨年からであります』

問 『別居のことは實行の筈なりしか』

答 『近々實行の筈でありました』(其實實行期ハ未定ナリ)

問 『小刀は何の爲めに買ひしか』

答 『我家の戸締りに竹釘を作らんが爲め買ひました』

豫審調書ニハ郵便函ノ口ヲ直ス爲メニ買求メシトアリ

問 『孫を殺す氣になりし時日は』

答 『私が當日孫を連れて玩具を買ひ其歸るさ門を這入りし時不圖其氣になりました』

最初訊問ノトキハ其前日妻ガ正〇ヲ抱キテ泣キタルトキト陳述セリ又豫審調書ニモ

此記載アリ

問 『嫁は實際に憎らしき性質なるか』

答 『否、左様ではありませんぬ』

豫審調書ニハ口ガ悪ク親ニ對スル道ヲ知ラヌ性質ト述ベタリト記載セリ

問 『裁判所で云ふのに左様に嫁と仲の悪いのならば何故に嫁を害さるるかとの間に對し左様すれば一家の滅亡になりますと答へし程の分別あるものが何故に孫を殺す氣になりしか』

答 『左様の事は私は申しませぬ』

問 『孫を殺して自分は其所で自殺する筈ではなかりしか』

答 『其積りでありましたか門口へ誰か来たかの様子でありましたから止めました』

豫審調書ニハ往來モ近シ小刀位デハ自殺ヲ遂ゲ能ハヌモノト思ヒ自首シタル次第ナリト述ベシコトヲ記載セリ

問 『入監以來病氣せしか』

答 『胸元が痛みて薬を服しました』

〇〇監獄監獄醫〇〇〇〇〇ノ言ニヨレバ正〇ハ曾テ感冒ニ罹リ發汗劑ヲ服セシコトアリト云フ

之ニ由リテ是ヲ觀レバ記憶ハ舊事ニ對シテハ割ニ健良ニシテ諸事何レモヨク之ヲ正ク追想シ得レドモ事實ノ漸近ナルニ從ヒテ其記憶十分ナラズシテ新事ノ記憶ノ減衰セルヲ見ル加之近年ノ事柄ハ往々事

實トハ相違セルコトヲ述ベ立テ、所謂追想ノ錯誤ヲ現ハセルコト可ナリニ著明ナリ  
判斷辨別ノ模様如何ヲ檢診スルニ左ノ如クナリ

問 『妻が一時娘の方へ行きても汝は果して行くのであるか其所はまだ曖昧でありし次第ならずや』

答 『妻の病氣が癒り次第妻が娘の方へ行き私も引續きて行くことゝ思ひ居りました』

(倅鑄〇〇ノ言ニヨレバ娘ハ母ダケヲ呼バントシ母ハ娘ノ許ニ行カントセシ故鑄〇〇ハ折衷説ヲ出シテ近邊ニ父母ヲ別居セシメントセシガ母ノ不賛成アリ旁々未ダ決定居ラザリシナリト)

問 『正〇を嫁の手に委せば心配になるのか』

答 『左様です私が家を出れば嫁は正〇を如何に虐待するかも知れませぬ假令倅は居ても同人は終日勤め居る役につき正〇の味方となるものはありませんぬ』

問 『如何に正〇に對して可愛さが餘ればとて殺す氣にはなれまい』

答 『私は正〇を家に遣し置きでは如何にも氣の毒に考へられてなりませんぬ其れで殺した方が正〇の爲めと考へまして同人の爲めを考ふるの餘り遂に殺す次第となりまし

た』

問 『汝の前途には何か變化でもあると思ふか』

答 『元々悪氣ワルギで爲せしにもあらねば變化があるとも思ひませぬ』  
 問 『兇行を爲して如何なる身上の變化があるかは悟れぬか』  
 答 『私は判断がつかませぬ』

即ち余等ノ問ニ對シテ正當ノ判断ヲ下スコトノ困難ナルハ以テ判断力ノ頗ル減衰セルヲ見ルベキナリ  
 然レドモ特ニ妄想ト認ムベキモノ又ハ迷信ト稱スベキモノナドアルヲ認メズ

計算能力ハ如何ナリヤ正〇ハ特ニ數學的素養ナカリシヲ以テ極メテ平易ナル問題ヲ提出シタリ

問 『今日は元日より何日目に當るや』  
 答 『百八十日目と考へます』(實ハ百七十九日)  
 問 『入監以來の日數は』  
 答 『百五十日と考へます』(實ハ百五十五日)  
 問 『一年中七夕以後の日數は』  
 答 『一寸考へ出せませぬ』  
 問 『七を九乗すれば』  
 答 『六十三であります』(正)  
 問 『九を七乗すれば』  
 答 『六十一と考へます』(否)

暫時ニシテ六十三ト改ム

問 『五を十二乗すれば』  
 答 『六十と考へます』(正)  
 問 『十二を五乗すれば』  
 答 『同じく六十と考へます』(此間時間掛ル)  
 問 『十一を十一乗すれば』  
 答 『百十と考へます』(否)  
 暫時ニシテ百二十ト訂正セリ(實ハ百二十一)  
 問 『百を百乗すれば』  
 答 『一萬と考へます』(正)  
 問 『三百を三百乗すれば』  
 答 『二萬と考へます』(否)  
 問 『萬を萬乗すれば』  
 答 『一億萬と考へます』(此間時間掛ル)  
 問 『千圓を二十人に分つれば』  
 答 『五十圓づつと考へます』(正)

問 『三萬圓を二十人に分つれば』

答 『一寸考へ出せませぬ』

即チ計算能力ハ可ナリ困難ニシテ平易ナル運算スラモ往々違算ヲナシ且運算ニ多時ヲ要シ加之短キ訊問時間中ニテハ運算シ兼ヌル場合モアリ

注意力ニ就テ正〇ノ模様ヲ察スルニ本人ハ余等鑑定人ノ前ニアリテ余等ガ緘黙スレバ正〇モ亦緘黙シ居リテ外見上如何ニモ謹慎ヲ装フ如クナルモ實ハ然ラズシテ外界ノ刺戟ナケレバ遂ヒ浮ツカリシ居リ余等ノ放テル質問ニヨリ俄ニ氣付キシモノ、如キ狀アリ又監房内ニアリテ終日殆ンド何事モナサズ稀ニ他ヨリノ望ミニヨリ漸クニ文字ヲ教ヘ乃至ハ自ラ書見ヲ爲スニ至ルノミニテ進ンデ物事ニ注意ヲ向ケズ隨テ殆ンド趣味ノ起ルコト稀ニシテ從テ同房人ト交際セントスル程ノコトモナク孤立的な生活ヲ取ルモノ、如シ此等ハ何レモ注意力減退シ居ルノ微證トス

感情ノ如何ヲ檢スベク先ヅ表情ノ狀況ヲ察スルニ顔貌ハ比較的表出ニ乏ク顔筋ノ動作ハ寧ロ鈍キ觀アリ又全身ノ姿態ヲ窺フニ何トナク手持無沙汰ノ氣味合ニテ感情ハ寧ロ多少ノ鈍麻ヲ呈セルモノト察セラル感情ノ内容ハ如何ナリヤ左ノ問答ニヨリテ其幾分ヲ推知スベシ

問 『氣分は晴々するか』

答 『何分にも氣分は晴々しませぬ』

問 『外に述べ様はなきか』

答 『氣が少く遠き方でありませぬ』

問 『氣分は快なるか或は不快なるか』

答 『如何にも愉快の氣は起りませぬ常に不快の方であります』

問 『氣の沈むことはなきか』

答 『孫のことを考へると時々悲くなります』

問 『悲くなる時他の現れは無きか』

答 『悲きとき胸先きが塞りて恐怖の念が起ります』(苦悶)

問 『世の中が楽しきか』

答 『世の中が時々厭になります』

問 『人を見て何と感ずるか』

答 『多くの人々に畏を抱く様になります』

即チ感情ハ輕度ニ鈍麻セルモ亦裡面ニ於テ多少不快不安ノ分子アリ且時々苦悶發作ノ襲來スルコトアルニ似タリ尙ホ正〇ニ對シテ反復難問ヲ連發シテ以テ其感情ノ激サルベキヤ否ヤヲ試ミシニ果シテ感情ハ激越シ來リテ顔貌ハ少ク赤色トナリ厲聲シテ物言フニ至レリ

意志ノ狀況ニ付キ先ヅ姿態ヲ窺フニ少ク俯伏シ態度ハ揚ラズ稀ニ面ヲ上グルルモ其顔貌ハ弛緩シ目視ハ不定ニシテ眼光ハ鈍ク言語ハ少ナク止ムヲ得ザルコトノ外ハ發言セズ話調ハ少ク低ク音色稍濁濁セリ



話シ方ハ緩徐ナルモ激スルトキハ多少早口トナル應需運動ハ自在ナリ又衣食洗梳ニハ變化ナキモ終日  
房内ニアリテ同位置ヲ持續シテ殆ンド退屈スル狀ナキガ如シ試ミニ正〇ト問答スルニ左ノ如シ

問 「一日坐り居ても退屈せざるか」

答 「退屈は致しませぬ」

問 「何かする気にはならぬか」

答 「何をする気にもありません」

問 「根氣はあるのか」

答 「何事にも根氣がありません」

問 「物事を躊躇逡巡する風あるか如何」

答 「何分勇氣がありません」

即チ意志ハ其發動狀況比較的鈍ク隨テ意志ハ薄弱ナルモノトス尙ホ意志ニ對スル外界ヨリノ影響性ヲ  
窺フニ著シキ變常ナシ

被告ノ犯罪行為評論

被告正〇ノ犯罪ノ誘因ニ統テハ關係者ノ陳述スル所何レモ多少見解ヲ異ニシ余等ヲシテ其實相ヲ窺フ  
ニ稍困難ナラシムルモ要スルニ其最大誘因ハ被告(並ニ其妻)ト嫁トノ不折合ニアリテ此不折合ハ所謂  
新舊思想ノ衝突ニ因シ其結果トシテ又雙方ノ間ニハ衝突セザルヲ得ザル種々ナル理由ノ存在アルガ如

キモ吾人ハ只ダ單ニ醫學的見地ヨリシテコレヲ解釋センニ其衝突ノ主因ハ被告ト嫁トガ俱ニ異常ナル  
性格ヲ有スルニアリテ存セリ

被告ノ家ハ舊幕臣ニシテ其父ハ嚴格ノ著實ノ性ナリシト云ヘバ被告ハ相當ニ家庭ノ教育モ受ケシナラ  
ンガ後文ニ詳述スベキ遺傳的乃至自得的素因ニヨリテ一種ノ性格ヲ有シ且又多年ノ落魄ニヨリテ志操  
ノ荒廢モアリ旁意志薄弱ニシテ克己心ニ乏ク且感情ニ制セラレ易キガ爲ニ家庭ニ於テ彼ノ他人ニ對ス  
ルヤ自己ニ同朋ナルモノニハ愛ニ溺レ易ク自己ニ異離セルモノニハ憎惡嫌忌トナリ易ク爲メニ彼ガ孫  
正〇ニ對スル愛溺ハ嫁ニ對スル憎惡嫉視ト共ニ熾盛ニシテ而シテ其嫁ニ對シテハ容易ニ些事ノ爲ニ屢  
之ト衝突セシガ其導火線ハ常ニ主トシテ孫正〇ノ待遇如何ニ拘ハリシモノ、如シ

嫁トハ農家ニ生レ後チ父ト俱ニ〇〇ニ移住セシモノナルガ其教育ハ少ナク且癩癖ニシテ人ト容レ難  
キ性質アリ嫁入後慣ル、ニ從ツテ舅姑ト相争フ様ニナリ殊ニ近頃既ニ二兒ヲ有シ更ニ妊娠ノ身トナリ  
シヲ以テ其心身ノ影響モ著シク兩人ノ間一際面白カラザリシモノ、如ク妻ハ年來正〇ノ氣質ニ慣レ居  
ルモ未ダ嫁ノ氣質ニハ慣レ得ザルヲ以テ勢ヒ正〇ヲ庇護シツ、嫁ニ當リシガ故ニ雙方ノ惡感ヲシテ益  
々助長セシメタルヤノ觀アリ

此ノ如クニシテ雙方ノ衝突絶ヘザルヨリ屢別居論起リシモ最初ハ殆ンド空談ニ過ギザリシモノ、如ク  
又或時ハ忤ノ戒筋的發言タリシモノ、如クナリシガ最近ニ至ルモ衝突猶ホ止マズ偶々外ニ分レ娘ヨリ  
被告ノ妻ヲ引取リテ一ニハ自己ノ手助トモナサントノ希望モアリシガ被告ハ斯クテハ自己ノ孤位トナ

リ我事ヲ氣ヲ付クルモノナキニ至ルヲ以テ之ヲ希望セザリシカバ妻モ之ニ就クヲ躊躇シ被告ノ悴ハ折衷説トシテ我家ノ近傍ニ一戸ヲ構ヘテ老夫婦ヲ別居セシメント言ヒ出セシモ被告ノ妻ハ又之ヲ憚ハズシテ反ツテ自己ノミ先ヅ娘ノ方ニ寓シ時機ヲ見計ラヒ其近傍ニ一戸ヲ借受ケ夫ト同棲セント希望セシモノノ如ク正〇モ是等ノコトヲ聞キ信シタルニヤ早クモ取越苦勞ヲナシ一ハ孫正〇トノ別離ヲ深ク悲ミ一ハ妻ニ別ルレバ自分孤立トナリテ世話ノ仕手ナクナルヲ憾ミツ、アリシ際偶々女中ヲ新ニ雇入ル、ユトトナリシヲ以テ狹量ナル被告ハ愈々自決セザルヲ得ザルコトトナリ遂ニ自殺ノ決心ヲ起シ遺書ニ通ヲ認メシガ翌日嫁ノ不在中妻ガ正〇ヲ抱キテ相共ニ別ヲ惜ミ哭泣スルニ至リシヲ見被告ハ深ク愛孫ノ爲ニ感動シ遂ニ同人ヲ遣シ置カバ同人ハ如何ナル憂キ目ニ逢フモ知レズト速断シ淺慮ニモ同人ヲ殺害シテ自カラモ自刃セント決心シ密カニ時機ヲ待つ間モナク兇行ニ及ビシモノ、如シ而シテ正〇ガ自殺ヲ決行セザリシハ其場合ニ臨ミ意志ノ薄弱ナリシヨリシテ躊躇逡巡ニ機會ヲ失シテ自首スルコトトナリシモノ、如クニ察セラル

被告正〇ノ意ヲ付度スレバ「正〇ハ日頃其愛撫ヲ受クル處ノ祖母(即チ被告ノ妻)ヨリ離レシメザルヲ得ズ引續キ亦被告トモ別レザルヲ得ズ斯クテハ老夫婦ノ悲ミハ限りナク加フルニ正〇ヲ家ニ遣シ置ケバ肝腎ノ悴ハ大抵勤メノ留守ナレバ嫁ニ如何ナル慘酷ナル取扱ヲ受クルモ知レズ殊ニ子供ノ事トテ弟芳〇ト喧嘩ニテモナサンカ嘸正〇ガ虐待セラル、コトナラン其レヲ思フト如何ニモ正〇ガ氣ノ毒ニテ安心スルヲ得ズ寧ろ自分ノ苦痛ヲ免レン爲メ兇行ニ及ビシモノナリ」ト云フニアルガ如キモ如何ニ日

常ノ溺愛ヨリシテ別ヲ悲ムニセヨ之ヲ殺害シテ以テ安心ヲ得ントスルハ其原因ハ極度甚烈ノコトナラザルベカラズ假令嫁ノ性格ノ稍異常ナルモノアリシトハ云ヘ斯クマデニ慘事ヲ演ズルニハ至ラザルヲ以テ尋常心理上ノ事態トセザルベカラズ然ルニ被告ノ悴ノ録〇〇ノ言ニシテ信ズルニ足ルトセバ其言ニヨレバ「舅嫁ノ間ノ關係ハ正〇ガ述ブル如キ程ノ極度ノ衝突アルニアラズ次男芳〇ハ猶ホ幼年ニテた〇(嫁)ガ餘計ニ手ヲ掛ケ長男正〇ハ正〇夫婦ガ世話ヲナシ居ルモた〇ノ眼ヨリ見レバ長男モ次男モ自ラ産ミシモノナレバ二人ニ隔ヲ置キテ一方ニ厚ク一方ニ薄クスル如キ様子モナク却テ正〇夫婦ガ長男ヲ手ヲ掛クルコト多キト昔氣質ニテ總領ヲ重ンズル習慣トヨリ正〇ヲ偏愛シ芳〇ヲ左マデ愛セザル傾キアリテ偶々た〇ガ正〇ニ對シ當リ前ノ小言ヲ言フテモ虐待スルカノ如ク思惟シ先ヅ一言以テ之ヲ掩ヘバ年寄ノ偏見ナリ」ト云フモノ恐ク事實ニ近カルベク隨テ被告ガ自殺ノ決心ヲナシ又其愛孫ヲ殺スニ至リタルコトニ對シテハ其原因ハソレ相當ニ重大ナラザルガ如ク被告ガ家事ヲ視家内關係ヲ視ルコト餘リニ悲觀的ニ過ギタリト云フベシ然レドモ此ノ如キ心理的理由ヨリシテ我愛スル人ヲ殺害スルニ至ルコトハ常人ニモアルコトヲ得ベク又精神病者ニモ屢々見ル處ノ事實ナリトス

今被告自身ニ就キテ之ヲ考フルニ被告ハ若キヨリ感情過敏ニシテ愛ヒ易ク激シ易ク又弱冠ノ頃ヨリ屢々精神煩悶アリ其極暴行セシコトモアリ又時々鬱鬱シ厭生觀ヲ起シ自殺ヲ企圖セシコトアリ又常ニ異物ヲ好ミ食フコトアルヨリ考フレバ被告ガ家事ヲ見家内關係ヲ見又自ラ決意シ又人ヲ殺スニ至リタルニ就テハ極端ナル消極觀或ハ異常ナル心理事態ノ之ガ根原トナリシコトハナカリシカ且又被告ハ初老期

ノ頃ヨリ智力稍衰弱シテ記憶判斷感情等何レモ多少減衰シ來リテ事物ノ考ヘテ迷ヘテ言フガ故ニ外見上  
虚言者ノ如ク無頓著者ノ如ク疑惑者ノ如ク或ハ頑迷偏見者ノ如クニ察セラレ且意志モ亦相當ニ衰弱シ  
テ忍耐方克己力ニ乏ク事物ニ根氣ナク無性者ノ觀ヲ呈セリ此等狀態ハ取リモ直サズ精神薄弱ト稱スル  
一種ノ精神低格狀態ニシテ被告正〇ニ於テハ更年前期時代ヨリ今ニ至ル多年間連續トシテ持續セリ是  
等ハ則チ今回兇行ノ原因ナリシニテハアザルカ

被告ノ遺傳的關係ヲ釋スルニ本系統ニ於テ母ハ氣質異常アリテ癩癩且勝氣ナリ祖父ハ氣質異常アリテ  
癩癩ナルニ加フルニ大酒家ニシテ晚年更ニ精神薄弱者トナリ著シク老耄ヲ呈セリ祖母ハ氣質異常アリ  
テ頗ル輕躁ノ質ナリ娘ハ氣質異常アリテ癩癩自恣ニシテ且潔癖ナリ副系統ニ於テハ實弟及内叔母ハ精神  
病ニテ死シ外叔母ハ氣質異常アリテ氣ノ荒キ質ナリ祖母ノ兄ハ氣質異常アリテ甚ダ短氣ナリシガ些細  
ノコトヨリ同僚ヲ切リテ自殺ヲ遂ゲタリ此等遺傳ヲ綜合スレバ被告ノ身ニハ精神病大酒氣質異常等ノ  
重複セル遺傳的關係ヲ稟有シ殊ニ其關係ハ父方又母方ノミナラズシテ兩系ヨリ繼承シタレバ其遺傳ハ  
頗ル濃厚ナリト云ハザルヲ得ズ現ニ被告ノ同胞中唯一人ノ成年ニ達セシ實弟ハ三十一二歳ニシテ遂ニ  
精神病ニ罹ルヲ免レザリキ

被告ノ氣質ヲ考フルニ幼時ヨリ小膽且精神感覺過敏ニシテ其精神内蘊ノ發表ハ或時ハ被告ヲシテ躁急  
ニシテ激烈怒リ易カラシメ又或時ハ墮閉シテ些事ニ憂慮措ク能ハザラシメタリ隨テ被告ハ一面ヨリハ  
癩癩自恣ニシテ人ヲ容レズ他面ヨリハ怯懦ニシテ從順ナリト云ヒ弱冠ノ頃ヨリハ何事ニツケテモ満足

スルコト能ハズ又容易ク悲觀的觀念乃至其感情ニ制セラレテ些細ノ疾病ニモ心氣症ノ傾向ヲ生ジ又精  
神的痛苦アル場合ニハ僅ノコトニ煩惱シ又厭生のトナリテ忽チ自殺考慮ヲ起スニ至リ二十三歳頃ヨリ  
志ヲ得ズシテ不幸良ナル社會的影響ヲ受クルコト多大ナリシカバ癩癩ハ二層著明トナリ屢々精神ノ不  
安又ハ煩悶ヲ起シ煩悶ノ序屢心窩部苦悶症ニ襲ハレ其極舉行ヲ敢テシ器物ノ投擲破毀等ヲ爲セシコト  
モ往々アリ三十歳ノ時ニハ精神煩悶ノ結果鬱癡症ニ陥リ數ヶ月間座敷牢ニ入り其間自殺ヲ企テシコト  
二回ニ及ベリ其後鬱癡症ハ次第ニ消退セシモ其頃ヨリ夜眠中夢ニ壓ハルル習慣トナリ今ニ至ルモ依然  
トシテ止ラズ又厭世考慮自殺考慮ハ其後ト雖モ事物ニ感激シタル場合若クハ深ク鬱ギ入りタル場合ニ  
往々發現シ來リテ毎々家人ヲシテ憂慮驚駭セシメタリ

此等諸徴候ヨリ考フレバ被告カ精神病性素質ヲ有シ氣質異常者タルハ明ラカニシテ而シテ其症ガ幼時  
ヨリ由來シ終始一貫シテ中絶セザリシヨリ視レバ其カ主トシテ遺傳ニ基キタルモノナルコトヲ知ルベ  
ク且被告ガ生來氣鬱者タリシカ又ハ發作的ニ屢々鬱癡症ニカ、リタルモノナルカハ之ヲ今日ヨリ區別  
スルコト困難ナリト雖モ其精神ニ屢々異常狀態ヲ獻呈セシコトハ明白ナリ

被告ガ遺傳其他ニアリテ既ニ精神病性素質乃至精神病症ノ發呈アリシコト此ノ如キ以上ハ飲酒ハ其憤マ  
ザルベカラザルモノナルニ拘ラズ被告ハ弱冠ノ頃ヨリ屢飲酒シ三十二歳頃ヨリ鬱散ト稱シ毎日清酒ニ  
合テ傾ク其頃微醉シテハ快瀾トナリ不快ナル感情ハ伴ハザリキ三十五六歳頃ヨリハ毎日五六合時ニハ  
升餘ヲ傾クルコト多年ニシテ以テ慢性酒精中毒ノ基礎ヲ構成シ次第ニ氣分荒々シクナリ邪推嫉妬ノ念

深クシテ大ニ家人ヲ罵詈シ或ハ器物ヲ破毀シ遂ニ怒ヲ隣家ニ移シ隣人ヲ罵詈スルコトアリ又何時シカ  
 清酒ニテハ弱シトテ日々火酒一合時ニハ二三合ツ、ヲ傾クル習慣ヲ生ジ又常人ガ厭フ處ノ異味ナル食  
 物ヲ好ミ食スルニ至リ更年期乃至初老期ノ頃ヨリ道德乃至審美的觀念缺乏シ來リテ舉動ハ無作法粗野  
 トナリ飲酒シテハ大ノ字トナリテ寢轉ビ外間モ憚ラズシテ自カラ酒店ニ至リテ酒類ノ立飲ミヲナシ時  
 々窃カニ衣類ヲ賣却シテ酒ニ代フルコトアリ其他匿シ事ヲナシテ平然タルコトスラアリ記憶ノ減弱乃  
 至ハ追想ノ錯誤ヨリシテ間違ヒ事多ク甚キハ自ラ虚言ヲナシテ氣付カザルコトアリ又判斷力モ減弱シ  
 テ熟慮不能トナリ往々事物ノ辨識ヲ誤ルコトアリ感情ハ飲酒時ハ興奮シテ荒々シクナルモ醒ムレバ抑  
 鬱トナリ加之多少茫然トシテ甚ダ元氣ナク遠慮勝チノ外見ヲ呈ス意志モ亦減退シテ飲酒時ノ外ハ比較  
 的元氣ナク忍耐力ノ如キモ甚ダ薄弱トナリ且他ノ中酒者ニ於テ見ガ如ク酒ナキ時ノ抑鬱委頓ヲ恢復セ  
 ントシテ益々酒ニ荒ムニ至リシナリ然シ悻鏘〇〇ト同棲以來ハ酒ニ就テノ失體ガ度々鏘〇〇ノ耳ニ入  
 リ其爲屢諫戒セラル、ニヨリ多少節酒スルニ至リシ時代モアリシカド既ニ多年飲酒ノ爲ニ變化セル性  
 質ハ毫モ恢復スルコトナク却テ漸次増進セル傾キアリ  
 今被告ノ現在状態ニ就テ其檢診ノ結果ヲ通覽スルニ被告ノ身體状態ニ於テハ舌ニ肉腫アリ手指足趾ニ  
 ハ微細ナル震顫アリ頸圍及ビ上胸骨部ニハ帶褐潮紅斑アリ皮膚ノ觸覺ハ少シク鈍麻セリコレ等ハ酒客  
 ニ於テ當然來ル處ノ徵候ナリ且合併證狀トシテ筋肉器械的刺戟性ノ亢進アリ皮膚紋畫症アリ手背及ビ  
 足背ノちあの一せアリ胸椎部ノ壓痛アリ四肢粗大力ノ減弱アリ尙ホ老人的徵候トシテ體中諸部ニ皺裂

多ク頭部ニハ著シキ禿髮アリ眼ニハ老人環アリ又老視眼アリ皮下脂肪組織及ビ筋肉ハ稍々瘦削セリ白  
 齒ハ大半脱落セリ脚部ニハ靜脈ノ怒張ヲ認メ心音ハ著明ニ鐘響ヲ聴取ス是等ハ何レモ老人的變化ナル  
 モ酒客ノ爲メニヤ該變化ハ著明ナリ然ラバ則チ被告ハ幼時ヨリ既ニ精神病性素質アリ長ジテ益々其徵  
 候ヲ呈シ其後多年間ノ飲酒ニヨリテ次第ニ其性格ヲ變化シ更年期ノ頃ヨリ遂ニ中酒ニ因スル精神薄弱  
 状態ヲ起シタルモノト推測スベキナリ而シテ其精神状態タルヤ時日場所並ニ周圍ノ指南力ハ尋常ニシ  
 テ意識ハ清明ナリ自家ノ特質ニ對スル見解乃チ病識ハ可ナリニ存在スルモ孫正〇ヤ嫁た〇ニ對スル見  
 解ニハ一部分偏癡曲解アリ記憶ハ舊事ニハ尋常ナルモ新事ニハ減衰シテ往々追想ノ錯誤アリ判斷力モ  
 亦減衰シテ事態ノ輕重大小ヲ判斷スル能ハズシテ殺人ノ大罪ヲ犯スモサマデノ大罪ト悟ラズ計算ニ就  
 テハ平易ノ運算スラモ往々相違アリ且時間ヲ要シ注意減退シ事物ニ對シテ興味ナク感情ハ少シク鈍麻  
 シ表情モ十全ナラズ而モ裡面ニ於テ時々不快不安苦悶激越性トナル意志ハ比較的薄弱ニシテ忍耐少ナ  
 キヲ見ルナリ此ノ如キ精神變化ハ中酒ノ爲ニ發呈スルコト屢之アリ  
 夫レ被告ニ於テハ既ニ體質的ニ鬱憂状態アルカ又ハ既往ニ於テ度々鬱抑性精神症狀ヲ發シタルニトア  
 ルニ加フルニ酒精ノ有害作用ニヨリテ又他ノ精神症狀ノ他ニ時々不快不安苦悶激越ノ症狀アリ加フル  
 ニ被告ノ僻見ナリヤ又ハ事實ナリヤ孰レニシテモ周圍ノ事情ハ被告ノ精神ヲ刺戟スルコトノ激甚ナル  
 ヲ以テ彼カ鬱憂厭世ノ情ノ切ナルヲ致セルハ無理ナラズ若シ之ヲ事實ニアラズトセバ被告ノ精神ガ疾  
 病的變調ヲ呈スルコトハ益々深シト云ハザルヲ得ズ

之ニヨリテ是ヲ觀レバ被告ニアリテハ假令中酒的關係ナクトモ先發的精神病性素質ノミニシテ既ニ周圍ノ事態ニヨリテハ其精神ニ激變ヲ起スニ足レルニ最近ノ狀態ハ同素質ヲ基礎トシテ更ニ中酒性精神薄弱ノ存立ヲ見或ハ却テ其相當諸證狀ノ優勝セルモノアルヲ認ムベシ而シテ被告ガ一時甚キ厭世ニ陥リ自殺ノ念ヲ生ゼシハ全ク此症狀ニヨルモノニシテ被告ガ其愛孫ヲ殺害セシハ偏ニ其病的觀想及決意ヲ執守實行スルニ付キ視孫ノ情愛ヨリ之ニ及ビタルニテ其愛情ハ尋常ノ情ナレドモ其觀想及ビ決意ハ病的ノ智意ニ根由スルモノナリ故ニ被告ノ此犯罪ハ主トシテ中酒性精神薄弱ニ基ク行爲ニシテ隨テ其當時被告ハソノ精神ニ障礙アリテ刑法上ニ所謂知覺精神ヲ喪失シ居リタルモノト論定スベシ

鑑定

余等ハ前段論定ノ理由ニヨリ被告正〇ニ對スル最後ノ鑑定ヲ下スコト左ノ如シ

一。被告布〇正〇ガ明治四十年二月一日午後三時頃〇〇區〇町六番地布〇鑄〇〇方ニ於テ孫正

〇ヲ殺害シタル當時被告ノ精神ニ障礙アリタリ

一。被告正〇ハ犯罪ノ當時知覺精神ヲ喪失シ居リタリ

右及鑑定候也

此鑑定ハ明治四十年四月二十六日ニ初マリ同年八月二十五日ニ終ル此日數百二十有二日間トス

明治四十年八月二十五日

東京帝國大學醫科大學教授

鑑定人 醫學博士 吳 秀 三

東京帝國大學醫科大學助手

鑑定人 北 林 貞 道


\* \* \* \* \*

明治四十二年九月廿五日印刷  
明治四十二年十月廿六日發行

定價金八拾錢

精神病鑑定例第四集

不許複製

著者 吳秀三 


發行者 田中增藏

印刷者 今井甚太郎

印刷所 杏林舍

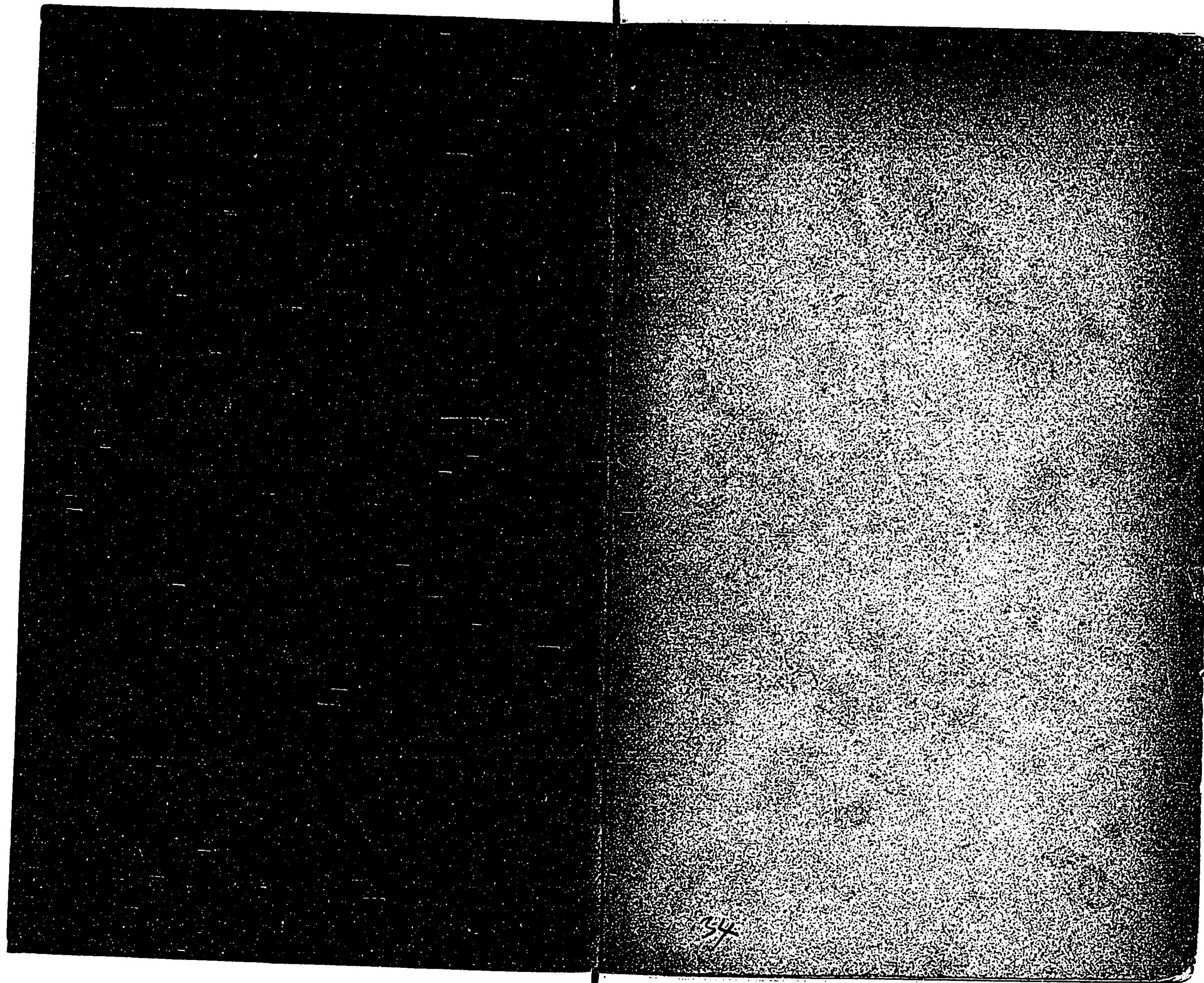
發行所

東京市本郷區龍岡町三十四番地  
(振替貯金口座東京四一八番)

吐鳳堂書店 

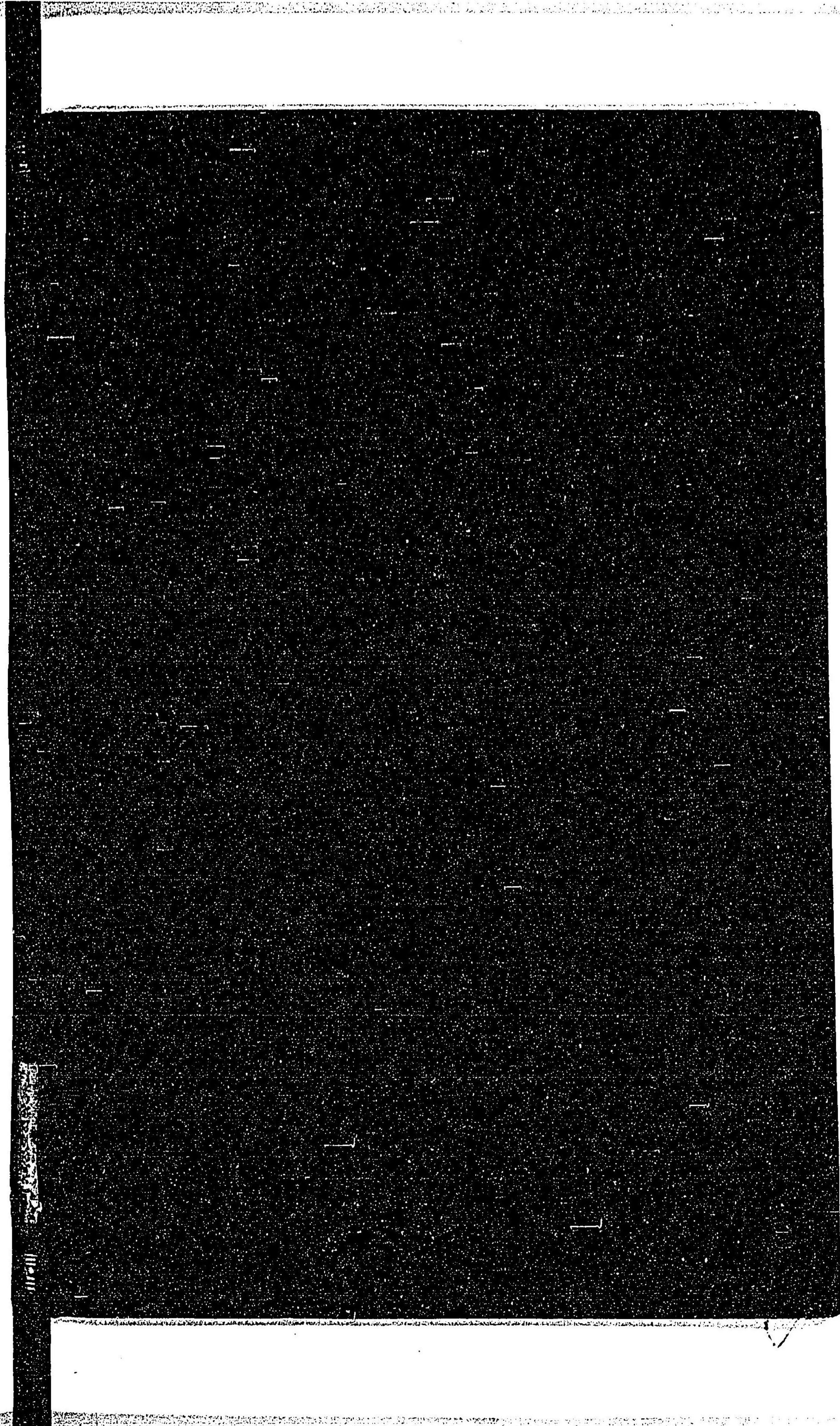
電話下谷一六七二番







6.1  
27



67  
27

(M)

